

## ↳ 退職者の勤続年数

**Q** : このたび、アルバイト社員から正社員になった者が退職します。この場合の勤続年数はどのように計算したらいいのですか？

**A** : 非常勤社員であった期間に支給されていた給与が、日額表丙欄適用でなかった場合は、その期間も勤続年数に含めて計算します。

### 【解説】

退職所得控除を計算する場合の勤続年数は、その退職金支払者の下で引き続き勤務した期間によって計算することとされていますが、就職した日から退職の日までに一時的に勤務しなかった期間がある場合は、その一時勤務しなかった期間前にその支払者の下で引き続き勤務した期間も勤続期間に加算して勤続年数を計算することとしています。

この一時勤務しなかった期間がある場合は、役員が子会社などにいったん転籍した後、親会社に復職した場合や労働組合の事務専従者になるため、いったん退職した者が復職した場合などをいいます。

では、アルバイトから正社員になった場合はどうかといいますと、①アルバイトの場合、雇用契約に継続性があったかどうかの客観的判断が困難であること、②所得税基本通達において日額表丙欄の適用を受ける給与の支給を受けていた期間は引き続き勤務した期間に含まれないこととされていること、からアルバイトであっても、その期間に支払を受けていた給与について日額表丙欄の適用を受けていなかったならば、その期間は勤続期間に含めて計算して差し支えないものと思われま

